

第四十九回 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和四十年八月十一日(水曜日) 午前十一時十三分開会

委員の異動 八月十一日

高橋文五郎君 柳田桃太郎君 大矢 正君 田中 寿美君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君 理事 赤間 文三君 岸田 幸雄君 近藤 信一君

委員

井川 伊平君 近藤英一君 宮崎 正雄君 柳田桃太郎君 吉武 恵市君 永岡 光治君 矢追 秀彦君 向井 長年君

國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君 國務大臣 藤山 愛一郎君 國務大臣 安井 謙君

政府委員

公正取引委員会 委員 佐久間虎雄君 公正取引委員会 事務局長 竹中喜満太君 経済企画政務次 官 嶋田 宗一君

経済企画庁長官 澄田 智君 官房長 官沢 鉄蔵君 局長 中西 一郎君 生活局長 向坂 正男君 経済企画庁総合 計画局長 鹿野 義夫君 経済企画庁総合 開発局長 進藤 一馬君 通商産業政務次 官 堀本 宣実君 通商産業省貿易 振興局長 高島 節男君 通商産業省企業 局長 島田 喜仁君 通商産業省重工 業局長 川出 千速君 中小企業庁長官 山本 重信君

事務局側

常任委員会専門 員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (通商産業省及び経済企画庁の施策に関する件)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院 送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会 を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。 本日、高橋文五郎君が辞任され、その補欠とし て柳田桃太郎君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、理事会において協

議いたしました事項につきまして御報告いたしま す。

本日は、私的独占禁止及び公正取引の確保に関 する法律の一部を改正する法律案の審査、並びに 通商産業省及び経済企画庁の施策についてそれぞ れ説明を聴取いたし、次いで通商産業政務次官及 び経済企画政務次官の發言を許可することにいた しましたので御了承願いたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 産業貿易及び経済計画等 に関する調査を議題とし、通商産業省及び経済企 画庁の施策に関する件について説明を聴取いたし ます。

まず、三木通商産業大臣から通商産業省の施策 について説明を聴取いたします。三木通産大臣。 ○國務大臣(三木武夫君) 去る六月通商産業大臣 に就任いたしました。御承知のとおり現在わが 国の経済情勢は、きわめて困難な事態に立ち至っ ております。私も着任以来責任の重大さを痛感い たしており、今後とも全力をあげてすみやかに事 態の改善をはかるよう努力いたしたいと存じます ので、何とぞよろしくお願いいたします。

現在のところ、わが国の経済は、生産面の停 滯、設備投資意欲の減退、株式市況の低迷、企業 倒産の頻発等に見られるように、きわめて暗い状 態が続いております。今後の見通しにつきましては

も、輸出はなお好調を続けるものと思われま す。設備投資、個人消費の動向から見ると、最終 需要の見通しは明るくなく、また、四月に続く六 月の公定歩合の再々引下げにもかかわらず、いま だ景気は立ち直りのきざしが見えず、このままで 推移した場合には、望ましい経済成長の達成にも 大きな障害を生ずるおそれがあると考えておりま す。

私は、わが国経済が先進諸国に比し、高い成長

ポテンシャルを持っていると確信いたしております。したがって、経済運営に対する私の基本的姿 勢としては、わが国経済を縮小均衡的のもつてい くのではなく、積極的に拡大均衡を目指す方向を とつてまいる所存であります。

すなわち、このような事態に対処するためには 長期的構造的な視点に立って、産業体制の整備、 企業の経営基盤の強化を一そう積極的に進め、産 業の国際競争力を強化することが基本であること はもちろんであります。しかし、当面まず極度に 落ち込んだ景気に対して緊急に手を打つ必要があ り、そのための措置として、政府としてはさきに 公共事業の早期施行、財政投融资支出の促進、公 定歩合の引き下げに即応する市中金利の引き下げ 及び金融の緩和等を実施してきましたが、このた び、さらに四年度予算の割留保の解除財政投 融資対象機関の事業の拡充等を講じ、積極的に最 終需要の造出につとめていくことといたしまし

た。

これらの施策のうち当省関係としては、開銀融 資の繰り上げ、政府関係中小金融三機関の上期貸 し出しワクの増加、基準利率の年三厘の引き下 げ、下請代金支払いの促進等を決定するとともに、延べ払い輸出の促進、保険制度の改善、輸出 金融の拡大等の輸出振興策を積極的に講ずること としております。

また、これらの需要喚起策と並行して、当省と しては供給サイドから市況の下げどめを緊急には かるため、今後とも必要に応じて生産面の調整に つき配慮する所存であります。

当面の景気対策としては以上のとおりでありま す。次に、長期的観点から、今後のわが国経済 の発展をはかっていくための通商産業政策の四つ の重点を申し上げたいと存じます。

今後の通商産業政策の重点の第一は、中小企業

の重点を申し上げたいと存じます。

問題であると考えております。中小企業対策は何よりもその近代化、合理化のための指導助成等を手厚く実施することが重要であると考えております。私はこのような姿勢を基本として、財政、金融、税制等各般にわたり中小企業対策の画期的拡充をはかってまいりますが、特に小規模企業に対する対策には特段の配慮をいたしたいと考えております。

重点の第二は、輸出の振興であります。最近、とみにきびしさと複雑さを増してきた国際環境の中にあって、わが国経済の安定した成長を確保していくためには、輸出の一その振興が必要であり、これを今後のわが国経済政策の基本とすべきものと考えております。このため、輸出秩序の確立、輸出金融の強化等に一段と力を注ぎ、輸出体制の整備をはかるよう所要の対策を強力に推進することともに、先進国に対する対外経済交渉の推進、発展途上国に対する経済協力の推進等を通じて、貿易の拡大につとめてまいります。

また、対共産圏貿易については、世界の大きな流れに沿って、イデオロギーにとらわれることなく、積極的に拡大の方向で取り組んでいきたいと考えております。

重点の第三は、産業の国際競争力の強化であります。すなわち、本格的な開放経済体制に対処するための産業の基盤を強化拡充するとともに、企業の体質を改善し、産業の国際競争力を強化することが必要であります。このため、従来からの路線に沿って産業体制の整備、自己資本の充実はかかるよう、資金、税制面から所要の対策を講じてまいります。特に、国産技術の振興対策及び公害対策を含めて産業の立地環境の整備に配慮してまいりたいと思っております。

最後の第四点は、保安対策の拡充強化であります。最近数次にわたる炭鉱の大災害をはじめとする各種の災害の発生を見ましたが、このことはまことに遺憾のきわみであり、失われた多数の人命に対し深く哀悼の意を表する次第であります。政府としては、人間尊重の基本理念に立脚し、今後

かかる大災害を繰り返さないという決意をもって現在の保安体制を一そう整備し、かかる災害の防止に万全を期する所存であります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、藤山経済企画庁長官から、経済企画庁の施策について説明を聴取いたします。藤山経済企画庁長官。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 私は、去る六月、経済企画庁の長官に就任いたしました。経済問題の非常に重要なときにおきまして、私としても全力をあげてこれに取り組んでまいるのでございませう。それにつきましても、委員の皆さま方の御支援をいただかなければなりませんので、今後よろしくお願いいたします。

最近の経済情勢並びに今後政策につきましても、所信の一端を申し述べたいと存じます。

最近におきます経済情勢を見ますと、輸出が引き続き顕著な拡大を示しております反面、国内の経済動向は停滞を続け、容易に回復のきざしを見せておりません。すなわち、需給バランスの改善がおくられて商品市況も好転の様子が見られませんが、企業の経営状況も悪化を続けております。また、倒産件数はかなり高水準にあり、株式市況も依然低迷から脱し得ないなど、経済各分野に深刻な様相が続いております。

このような状況に対処して、景気の浮揚力を補強するため、政府は、先般来公共事業費等財政支出の繰り上げ、財政投融資の早期実施、輸出振興策の拡充等各種の施策を総合的に講じてまいりましたが、同時に、公定歩合の再引上げをはじめとする金融緩和の諸措置がとられてまいりました。さらに、去る七月二十七日の経済政策会議におきまして、財政投融資事業の拡充、政府関係中小金融三機関の金利引き下げなどの施策を決定し、景気の早期回復をはかることにいたしました。今後とも情勢の推移を見守り、機を逸することなく必要な措置を実行に移して、現下の不況を克服する決意であります。

今回の不況は、金融引き締めの影響に加えまして、一部業種における設備の過剰、企業間信用の

異常な膨張など経済成長の過程におきます不均衡がもたらす各種の要因がからみ合ひまして、問題を複雑化し、不況の様相を深刻化しております。これは避けなければなりません。問題を正當に評価してゆかなければなりません。それにとらわれ過ぎた萎縮ムードは、当面必要な投資意欲までも押えて景気回復の契機を失わせることともなりましよう。この際、国際競争力をつちかう等、わが国産業の近代化高度化のために緊要な投資についての企業の積極的態度が強く望まれるのでございませう。このため、政府といたしましては、特に長期減税構想を策定するとともに、公債発行の準備を進める等、長期的視点に立つて、経済を安定成長路線に乗せるようつとめることといたしてまいっております。

私は、日本経済が基本的にはすぐれた発展力を有しており、政府民間協力してこの局面に当たりますならば、やがて不況を克服し、堅実な発展をたどることを確信いたしております。次に、消費者物価の問題について申し上げます。物価の安定は、国民の生活面における最も重要な問題であります。したがって、今日当面の不況の克服につとめるにいたしまして、今日当面の消費者物価の問題はゆるがせにし得ない問題であります。政府といたしましては、強い決意をもって消費者物価を一段と安定化の方向に向けるよう努力してまいっております。特に農業、中小企業等生産性の低い部門の生産性を引き上げるとともに、流通機構の合理化、労働力の流動化などの構造対策に力を注ぐことが基本的に重要であると考えるのでございませう。

公共料金の問題につきましても、特に国民生活に影響することが大きく、また、その上昇は他の諸物価の上昇の誘因ともなりますので、これを極力低位にとどめるよう、一そう経営合理化につとめて、コスト増加要因を吸収するよう措置いたしました。また、経済の二重構造からくる格差を解消しな

ら物価を長期的に安定させてゆくため、国民経済全体が生み出す生産性向上の成果を適正に配分するという観点から、生産性の高い部門においては、その成果を価格の引き下げにも充て、広く消費者にも配分されることを期待する次第であります。

次に、国民生活行政の推進について申し上げます。近年におけるわが国の経済力の充実に伴い、国民の生活水準が全体として顕著に向上してきたことは事実でございますが、その個々の生活内容についてみましても、多くの立ちおくれた面を残しており、各種の不均衡が目立つようになっておることは否定することができません。このため、経済成長と国民福祉の向上とが調和的に結合するよう経済開発と社会開発とを均衡的に進め、国民の生活面におきます各種の不均衡を除いていくことが強く望まれております。このような要請にこたえるため、去る六月、経済企画庁に国民生活局が新設されましたが、経済発展段階に応じた調和のとれた国民生活のビジョンを策定するとともに、消費者保護と日常生活の改善に関する行政を積極的に推進し、さらに先に述べました物価安定政策を推進してまいり所存でございます。

最後に、地域開発について申し上げます。今日わが国におきまして、地域開発の促進は、経済社会の均衡ある発展をはかり、豊かな生活と美しい国土をつくり上げる上に、最も重要な課題でございます。地方の開発の中核となる新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法につきましては、これに基づき各地区的建設整備基本計画はすでに承認され、また、これに関連して地方財政を援助するための特例法も制定されており、今年度より本格的な建設整備と取り組んでまいることといたしております。また、このような拠点開発の波及効果を受けにくい地域につきましても、離島新興法、山村振興法等による各種の施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

なお、経済の発展と人口の増加に伴い、水資源の量的確保および質的保全の必要性はますます高

まってきたりするので、重要水系を中心として積極的に水資源の開発を推進いたしますとともに、河川等における汚濁防止のために一その努力を傾注してまいります。

以上、経済企画庁の主要な施策について申し述べた次第でございます。わが国経済の安定した発展と国民生活の向上のため、今後とも一その努力を傾注する所存でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上をもちまして、両大臣の施策に関する説明は終了いたしました。

この際、進藤、堀本両通商産業政務次官及び鴨田経済企画政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。進藤通商産業政務次官。

○政府委員(進藤一馬君) 進藤一馬でございます。

このたび通商産業政務次官に就任いたしました。日本経済が重大な段階にある際、商工委員の方々の御指導、御支援を得まして、職責を果たしたいと考えております。

何とぞよろしくお願いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、堀本通商産業政務次官。

○政府委員(堀本宣美君) 御紹介をいただきました堀本でございます。

御承知のように不肖な者でございますが、皆さまにいろいろ御迷惑をかけるかと存じまして、たいへん恐縮をいたしております。懸命の努力をいたしまして、御期待に沿いたいと存じます。

どうぞ、皆さまの御指導をお願い申し上げます。ごあいさつにいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、鴨田経済企画政務次官。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいま御紹介いただきました鴨田でございます。

今回、経済企画政務次官を仰せつかりました。どうぞ商工委員の先生方、よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いしたいと思います。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより両大臣の施策の説明に對しまして、質疑を行なうことにいたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

○近藤信一君 ただいま通産大臣からいろいろのごあいさつがございましたが、若干の御質問をしたいと思っております。

大臣は、輸出の振興が大切だということは常々言っておられますし、また、日本のような国としては、輸出を大いに伸ばしていかなければいけないと思っております。それが国民生活の水準を向上することにもなってくると思うのですが、そこで、輸出の相手国として、ソ連、中共、こうした国に對しては、決して軽く見るといふ態度はとられないかと私は思うのです。大臣の就任以来、大臣がしばしば言っておられることからも、このことは十分分るが如く知ることができると思っております。非常に私どもとしては力強く思っております。

また、大臣が就任されてから、ソ連に行かれて、ソ連の首脳者ともいろいろ懇談をされたと聞いているわけなんです。ごいさつが、そこで、やはり日本の商品の売り込みということが重点的に考えられていくわけなんです。特に、最近中共へのプラント輸出の問題でいろいろと新聞も話題を提供しておるわけなんです。輸出入銀行の融資につきましても、明快なる判断を下したることなどは、やはり一般的にもよく知られておりますし、それから日米経済貿易委員会に大臣は出席されておられますが、こうした世界的な視野の中から、幾つか大臣の御見解を伺っておきたいと思っております。さしあたり、日本の現在の輸出好調の背景というふうなもの、また海外が比較的好況を呈しておる。そして、日本の極度の不況というものが相伴つておる。こうした日本の内需について、いろいろ問題もあるわけですが、いまま少し内需

が旺盛になってくれば、やはり日本の輸出という問題もいままより出なくなるのではないかと、こういう点も考えられるわけなんです。こうした心配もまた一方出てくるわけなんです。こうした問題についての大臣の所見を伺いたいと思っております。

○國務大臣(三木武夫君) 御指摘のとおり、輸出はたいへんに伸びております。今年も八十四億ドルぐらゐの輸出になるか、そういうことでありますから、これは予想した以上の輸出の伸びでございます。これは一体その原因は何かということを考えてみると、御指摘のように国内の景気、これが輸出を伸ばしていく大きな力になったという点も確かにある。しかし、それ以上にわれわれがやはり注目しなければならぬのは、行き過ぎるほどやっただけでありませぬけれども、日本のこの設備投資、このことが国際競争力を持つておる。いままでは日本商品は安いということ、これが輸出の大きな力になっておったが、そうはいかなくなってきた。賃金などでも各国に見られないような上昇率を示しているのです。スピードは非常に早い。そうなるにつれて、また金利の負担も非常に重いものから、金利の負担も企業に對して非常に重い負担になる。この中でやはり伸びてきておる大きな原因の一つは、日本の企業が国際競争力を持つてきておる。安から日本の商品が売れるという時代は過ぎて、わりあい値段に對して品物がいい、質的に日本の商品が国際競争力を持つてきたということが、これが一番大きな輸出を伸ばしてきた背景ではないか、こう考えておるわけでありませぬ。したがって、将来努力は要しませぬわけでありませぬ。輸出の前途というものを對して、私はそう悲観論者じゃない。まあいろいろ先進国に對しては、市場調査などもっとやらなければならぬし、あるいは輸入制限などに對しては、外交を通じて制限の撤廃もなければならぬ、後進国、低開発国といわれておる国々に對しては開発輸入—こちらが第一次産品などでも、日本ができるだけ輸入ができるような形でや

はり開発するといふ面があるし、また延べ払いあるいはクレジットの供与等、経済協力という面も伴わなければならぬと思っております。そういう施策を今後われわれが推進していくならば、輸出の将来といふものはそう悲観的な見通しではない、こう考えておる次第であります。

○近藤信一君 大臣が所信の中でも重要政策の一つとして中小企業問題を取りあげておられるのですが、輸出の面においても中小企業の輸出に對しては非常に先づきのあるんじゃないかと私は思うのです。一つの例をとりあげてみますならば、トランジスタラジオの例なんかを見ますと、通産省では何か指導価格制ということで行政指導をやっておられる。ところが、日本の役所はそういうことにはあれやこれやと法律でいろいろしばって、なかなか中小企業の輸出がうまくいかない。いま香港ではほとんどトランジスタラジオを製造して組み立てておる。そしてこれの輸出がほとんどやられておる。香港のそうしたトランジスタラジオその他望遠鏡、双眼鏡もあるのですが、この設備と規模からいいますと、やはり戦後いまままで日本の専門といわれておりましたトランジスタラジオの輸出額というものは、これから非常に困難になってくるんじゃないか。これはある業者から私は聞いたわけですが、日本はあまり法律でしばってしまつて、それは何とか指導価格制とか、安かつたからいけないとかいうようなことで、日本で商売するのは、輸出品をつくるのはばかばかしい、香港で工場を持つてやればそういうあれは一つもないんだから、香港でやつたほうがいんだというふうなことを聞きまして、中小企業のそうした輸出業者のいわゆる意欲というものを失うという危険性があるわけですが、この点については大臣どのように考えておられますか。

○國務大臣(三木武夫君) 私は日本の輸出というものをいろいろしばつておるといふけれども、あまりしばつておるとは思わないのです。もう少しやはり日本の輸出秩序というものが要るものでは

ないか、これは長続きしないですから。輸出というものが安定していくためには、あまり急激に値下げ競争のような形で相手国の産業に急激に打撃を与えようというものは必ずしも輸出を長続きさせずゆえんでもない。トランジスタラジオでも、私はニューヨークに二日ばかりおつたわけですが、松下電器の店へ、ちよとどじエトロの下を使つておりますが、寄つたところが、その支店長が言うには、いまお話しのような香港から安いトランジスタが入ってくる。そうして非常に極端に値を半分以下にする。こういう値下げの競争に加わつては利益もなくなるし、つまらない。意匠を考へてみた、デザインを。そうして私にその商品を支店長が見せておりましたが、気のきいたデザインです。いままでは六、七ドルくらいでなければ売れなかつた。それが十六ドルで飛ぶように売れる。そうして支店長がいわくには、やはりくふうしなければいけない、ただ同じようなもので競争するのではなしに、もう少しやほりデザインなんかをくふうすれば、値を下げただけ、それだけで競争しようという考えでなしに、少しデザインなんかのくふうをして利益をある程度見込むような輸出ができるようにしなければつまらないということ、そういう考え方でわれわれはやってるんだが、アメリカの市場に対してはトランジスタラジオニューデザインというものは非常な売れ行きを示しているということを言つておりましたが、こういう面があるのではないでしようか。ただ値段だけの競争というのじゃなしに、もう少しアメリカ自身もいろいろなくふうをしてみれば、アメリカは相当購買力を持った社会ですから、そんなにトランジスタラジオが一ドル安い、二ドル安いというようにでなくして、デザインなんかの面で市場に合ったような形ができるのじゃないか。ただ値段だけで競争しようという日本の貿易の態度というものは、やはり窮屈過ぎるというよりも、少し行儀をよくしたらいいのじゃないかというくらいに考へておられます。

○近藤信一君 いま大臣はアメリカの話をされま

したけれども、やはりトランジスタラジオなんというものは、いま後進国がおもに貴重品のように考へておるようでござりますが、アメリカあたりはやはりテレビが相当普及されて、アメリカでのトランジスタラジオというものは一つのおもちゃだ。子供がおもちゃに使う。また日本国内ではラジオなんかは何年も使つても、アメリカなんかは一年ぐらいいでばいっと……消費物資になつておるのだ、こういうことから考へると、やはり何年も使つておるものじゃないから、とにかく安くても聞こえればいいのだ、一年も使えばまあたあと買うのだというふうな傾向というものがアメリカでは見られる。だから日本のトランジスタというものがやはり香港のトランジスタの値段に負けるのだ、どうしても日本のラジオというものはアメリカでの販売意欲というものが減退して行く。こういうことも私聞いたし、さらに実際これは法律でも何でもないのだけれども、行政指導をやつておられるので、日本のトランジスタラジオの何石は幾ら、五ドルとか八ドルとか一応基準がある。これ以下で売れば関税法違反か何かで取り締まる、こういうことではいづれ香港のトランジスタラジオとは競争できない、こういうことを盛んに中小企業の輸出業者は言つておられるのですよ。実際行政指導というものが私ははたして適切であるかどうか、こういうことの一つの疑問を持つておりますが、その点どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) 私は中小企業というものは相当行政指導しなければならぬと思う。大企業はあまり世話をやかなくていい、中小企業はもつとやはりやらなければいかぬ。その行政指導というものの内容ですが、これは中小企業の発展をチェックするような行政指導はよくないです。しかしそうでなくして、中小企業を伸ばしていくためにもつと行政指導をしなければいかぬじゃないか。中小企業にはこのぐらゐの感触で私はおるわけですよ。その行政指導というものが、いま言つたように将来伸ばすような方向でもつと世話をやいたほうがいい。大企業は世話をやき過ぎた、中

小企業に世話をやかな過ぎるような行き方はよくない、こういうふうな考へておるわけですが、しかし、その内容というものは、お説のように非常にチェックするような行き方はいけない。中小企業なんかはやはり貿易の面では行儀を直さなければならぬ面もありますし、実際にいろいろそのことが全体の貿易の上において非常に阻害になるというような例もあつて、これは貿易というものは永久のものではないから、一ぺんにそのときだけでもうけておるような感じというものは全体の貿易を阻害する。それというのも中小企業が苦しくて、何とかこの急場をどう考へるものでもう少し安定したものにするということが根本問題にあるのかもしれない。もつと世話をやかなければいかぬという私は感じを持っておるのであります。

○近藤信一君 行政指導は、いまなるほど大臣言われるように、中小企業を重点的に行政指導をするということであれば、中小企業の振興育成に大いに役立つわけですが、そうでなくして、全体をくぐるための行政指導ですから、やはり大企業が重点的に考へられていく。やはり中小企業はその行政指導の中で一つの圧迫を受けなきやならぬ、こういう面も私は出てくると思つておるのです。だから行政指導といつても一がいにいとは私は言えないと思つておる。やはり行政指導をする場合には、いわゆる大企業重点的な行政指導でなくして、中小企業を中心とした行政指導、こういう面ならば私は大いに賛成するのであるけれども、ややもすると、通産省の行政指導というものは大企業に偏向する傾向が強いわけなんです。それでいままで中小企業の輸出業者等は非常に圧迫をされておるという面もあるわけなんです、現実に。この点どうですか。

企業上のいろいろなあつせんであるとか、そういう意味の——何か国家権力を背景にしてどうというのじゃなしに、よい相談相手になつてあげるといふ意味の行政指導というのはいかぬとやらなければいかぬじゃないですか。自分自身ではいろいろな力も少ないし、必ずしも知恵は十分に回るとは限らない。それはやはり全体の産業界の状態から考へて、よい相談相手になつてあげて。それをもつとやらなければいかぬ。そういう意味の私は行政指導ということが必要だということを申し上げておるのであります。

○近藤信一君 中小企業の輸出の問題はこの程度にしておきまして、中小企業の問題ではまたいろいろのいろいろな問題で大臣にお尋ねする点がござります。

次に、ソ連へ経済視察団を送つて大いに経済交流をやらうということを大臣も考へておられるようございしますが、一体将来性というものはどうのようなくあいであるか。それからもしそういう経済視察団が行つて、正式にソ連との経済交流をやつていくという展望ですね、それについてひとつお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(三木武夫君) ソ連の貿易は、為替ペースで昨年は輸出が一億四千万、輸入が一億九千万、両方で三億三千万ドルぐらゐのもので、全体から見れば二%にもならないのです。ただけれども、将来は非常に——私はソ連にこの間見本市で行つてコスイギン首相とあるいはその他の首脳部とも話をしたのですが、日本との経済交流、経済提携というものを強化したいという非常な熱意を持つておるわけですよ。これは将来シベリア開発という問題も起つてくるでしよう。いまは具体的にはなつておりませんが、シベリア開発というものはシベリア開発というものをいふから輸入というよりも、そこまではきていないけれども、これは次の日程にのぼつてくるわけですよ。もうなつてくれば、地理的に考へても日本の工業水準から考へてもどうしても、日本との経済提携をやらうということがソ連の首脳部の中にあ

ることは疑いがない。そういうことで、貿易協定も三年ごとになって今年度で切れるわけですけれども、これは五年に延ばして、そして五年間の貿易協定にしよう、この十月にソ連から代表が来て貿易協定の交渉をする事になっていますが、にわかには拡大はできないにしても、貿易も拡大したいしさらに将来のことを考えたならば、日ソの貿易というものは相当拡大していく将来を持つていける。こういうふうに見ておられるわけでございます。

○近藤信一君 昨年だか、私雑誌でちょっと見たのですが、ソ連で石油を日本に輸出してもよろしい、そうかまえるがとあるというので、非常に安く入るといふことがちよつと出ておつたところがこれは日本の既存の石油業界がこれには猛烈に反対しておる。そこでやはりソ連との石油の問題はなかなか話が進展しない。したがって、現在国内では高い石油を需要者が使用しなければならぬ、この点についても政府はもう少し腰を強くして、こういう問題なんかもやればいんじやないかということをやつと雑誌か何かで見たんですが、そういう石油なんかの問題は、将来ソ連からのあれはどんなふうに考えておられますか。

○國務大臣(三木武夫君) 日本の石油の輸入量が非常に拡大していきまから、そういう意味において、ソ連からの輸入も自然多くなるを得ないのですが、まだしかし、ソ連自身としてもいろいろの問題があるのじやないでしょうか。それはシベリアなんかの油田が発見されたとか何とか言っています、いまはやはり油田というものは相当運搬して行くにも輸送上のネックもあつても、これはパイプ・ラインでも引けば別ですけども、いまの現状では供給側からも問題がある。だから、いまどの程度のこととは言えませんが、全体として、やはりソ連からの輸入もふえていく傾向になることは当然です。石油輸入量が非常に大きな数字になつてくるわけですから。

○近藤信一君 アメリカでは、依然として日本品に対して輸入制限の問題が新聞でもいろいろやかましく言われておりますが、輸入緩和の問題につ

いて、経済懇談会で何か大臣は向こうとお話をされたかどうかが。このことは、日本の繊維関係の問題、陶磁器の問題、その他いろいろと思ふのですが、かつて繊維製品の輸入制限の問題にも、私国会で累急質問をしたこともございまして、やはりだんだんとアメリカのペースは巻き込まれていくという傾向が見られるわけなんです、これについてはどのような考えを持っておられますか。

○國務大臣(三木武夫君) 先般ワシントンで、日米貿易経済合同委員会と、自由貿易のアメリカはリーダー格だ、それが輸入制限をやめるのはおかしいじやないか、これは撤廃してもらいたいというのがこちら側の基本的な立場です。先方としても、日本の輸出は、もう少し輸出に対して秩序をつけてもらいたい、あまり一つの商品に集中して輸出が行なわれて、そのことがアメリカの産業に対して急激な打撃を与える。国会議員は世界共通に国内産業の保護という立場にあるから、いろいろ立法が国会に出てくるわけですね。政府はできるだけそれを阻止しようという立場で、まあ現在パイプ・ラインという政策からいろいろな制限がある。できるだけこの制限を撤廃して、こうということに政府は動いている。そのかわりに、やはり日本も輸出の秩序というものをもう少し考えてくれないと、政府がとめ切れない問題があるのだということを、大きな立場としては先方もそういうことを言つておつたわけですが、具体的に問題が出たのは綿製品と毛織物の問題です。

綿製品については、御承知のように日米の取りきめの期限がことしで切れるのです。ことしの初めから折衝して、その取りきめがどうもあまり窮屈にいろいろなことを縛り過ぎて、日本はもう少し弾力性を持たしてもらわなければ困るといふことで交渉して、多少は改善になったわけですけども、日本の意のようにはならないのです。まあこれがまた日米間の話し合いとして始まることになると思つておりますが、これについては日本は無理なことと言つていないのだから、アメリカ側でひとつやはり考えてもらわなければ困るといふことで、これについては日米の合同委員会では結論が出ませんでした。

それから毛織物については、これもまた日本の毛製品というものがもう毎年何倍というふうに出てくるので、向こうの毛織物業者の中小企業に對して非常な打撃を与えて、もう国会も毎日のように陳情を受けて困つておるようだ。そういうことで、何かの話し合いをやはりしてくれという空気が国会内にも強くあつて、そうして制限ということじやないけれども、こういう事情も話し合つてみたいということに日本へ来たわけだけれども、それが非常に不満足な結果になつて、だから、話し合いぐらゐには応じたらどうだ、綿製品のような制限ということを前提にしないという意味で話し合いに應じてくれたらどうだという話がありました。しかし、単純な話し合いといつても、綿製品に對する苦い経験があるので、どうもそういう話し合い話し合いといつて、結局は貿易自由化の方向に逆行したようなことに引張り込まれていくのではないかと、そういう懸念もあつて、われわれとしてはならば、そういう国際会議というものはもう出席しないという方針だということも言つて、それに対して、よくわかつたとも言いませんで、それに対して、そんなことで日米の合同委員会は結論が出ないままに別れたということが真相でございます。

○近藤信一君 この綿製品の問題で、大臣のお話にありましたように、綿製品の問題はことし期限が切れる、私どもが心配したことは、綿製品で変なあれをする、妥協といひますか、後退的な話をつけますと、結局あとすぐ今度は毛製品に關係して行くのじやないかということ、昨年毛製品の問題が若干出まして、そのときに、私は当時の大臣にも言いましたのですが、毛製品についてはいまだどんなような動きをしておりますか、この

○國務大臣(三木武夫君) これは向こうのほうとしては、私の言つた説明を納得しておるとは思いませんでした。これはあとで尾を引くなあという感じを私率直に毛製品について受けたわけですが、したがって、日本の毛製品の輸出業者も、できるだけ自主的に、秩序のある輸出をしてもらいたいという希望を私は持つており、それをお伝えもいたしました。しかし、これが国際会議、あるいは何らかの日米間の毛製品の輸出を制限するような取りきめができるような、そういうことにはならぬわけですね。こつちは賛成しないのですから。しかし、一方向こうがどういふふうにしていくかというのに対しては、多少はやっぱり今後の動きというものを注目したいと思つておるわけでございます。

○委員長(豊田雅孝君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
○近藤信一君 次に、中小企業施策として、政府關係の三機關の貸し出しのワクの増加、利率を三厘引き下げることは予想されておるので、これはまことにけっこうな話だと思つておるのですが、しかし、その絵をどうして実現するかといふことが問題だと思つた。たとえば商工中金にしてみれば、貸し出しの金利を三厘引き下げるためには、やはり商工債券の利息を下げなければならぬ相談だと思つた。それが政府はどうしてその実施をそれじややるか、この問題について。

それから、政府出資をもつと思つて大幅に拡大しなければこれは無意味じやないかと思つたのですが、この点どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) いま何かでできるだけ合理化によつて資金繰りをやつてもらいたいといふことを言つておるのですが、これはやっぱり政府出資をふやすよりほかはないと思つておる。そうではないと、金利を下げていくといつても限度があるわけですから、これは予算編成の場合に、そういう観点から政府關係の三金融機關については、ほんどうを見なければならぬまゝと考へております。今年、みんなやっぱり何とか合理化によつて資金的なやりくりをしてもらいたいと思つ

ません。これはあとで尾を引くなあという感じを私率直に毛製品について受けたわけですが、したがって、日本の毛製品の輸出業者も、できるだけ自主的に、秩序のある輸出をしてもらいたいという希望を私は持つており、それをお伝えもいたしました。しかし、これが国際会議、あるいは何らかの日米間の毛製品の輸出を制限するような取りきめができるような、そういうことにはならぬわけですね。こつちは賛成しないのですから。しかし、一方向こうがどういふふうにしていくかというのに対しては、多少はやっぱり今後の動きというものを注目したいと思つておるわけでございます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
○近藤信一君 次に、中小企業施策として、政府關係の三機關の貸し出しのワクの増加、利率を三厘引き下げることは予想されておるので、これはまことにけっこうな話だと思つておるのですが、しかし、その絵をどうして実現するかといふことが問題だと思つた。たとえば商工中金にしてみれば、貸し出しの金利を三厘引き下げるためには、やはり商工債券の利息を下げなければならぬ相談だと思つた。それが政府はどうしてその実施をそれじややるか、この問題について。

それから、政府出資をもつと思つて大幅に拡大しなければこれは無意味じやないかと思つたのですが、この点どうですか。

ておるわけですが、やはり将来においては政府の出資金をふやすということが常道だと考えております。

○近藤信一君 毎年通産省全体の予算としてはふえてきておるのだ。しかしそのわりあいに中小企業三機関に対する予算というものは、その率からいってわづかなものだと思うんです。だから、そういう点で中小企業の倒産がこじばらく続いておる、この現状を十分に把握して、そうして来年度の予算では、大臣は来年も大臣でございませうから、ひとつ十分に中小企業三機関に対する金融の面を考えてもらいたい、こう思うのですが、この点どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) 私もそういうふうに考えております。まあ三金融機関ばかりじゃなしに、市中銀行も中小企業金融に大きな関係があるわけですが、政府の一番関係できるものは三金融機関であります。これはやはりもう少し政府が力を入れていくべきだというふうに私も考えております。

○永岡光治君 どれくらい考えているのですか。

○國務大臣(三木武夫君) これはいま予算編成前ですから、まあ多いにこしたことはないのですけれども、これはいろいろ全体的ならみ合いもあつて、いま数字ということとは適当でない。

○近藤信一君 最後に、大臣の経済運営の基本的姿勢として積極的に拡大均衡を目ざすと言っておられます。きのうも独禁法の改正で質問をしたわけなんです。通産省は粗鋼の減産を行政指導すると、こういつておられるわけなんです。粗鋼を減産すればその価格というものは上がつてくると思うんです。そういたしますと、今度はそれを原料としてつくるものの物価、値段、これも上がるということになるのじゃないかと思うのですが、そのために今度は需要が減つてくるのではないかと思ひますし、そうなると、粗鋼を原料とする中小業者は非常に困るんじゃないかと思うのです。こうして二次加工業者等は原料高の製品安となつて苦しくなるのではないか。そして全体とし

て縮小均衡にもつていくことになるんじゃないかというふうに思われるのですが大臣の言われておる拡大均衡と反対の結果を通産省はやっていけるんじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(三木武夫君) 日本の場合の基調、経済政策の基本としては、やはり縮小してつじつまを合はせようということでは、経済のそとばは合つかもされないけれども、新たな問題が起きてくる、雇用の問題などそうです。これだけの人口を、しかも優秀な国民を擁して、経済はやはり拡大した形で安定していくよりほかにはない。こじんまり、こじんまりという考え方は、それは経済政策としても問題があるし、また大きな国全体としての政治のあり方としては、そういう政策は、これだけの優秀な、しかも非常に生活力の旺盛な国民を対象にした場合の経済政策としてはよくない、これは基本の考えですが、しかし、いまの粗鋼の問題などはあまりにも値段が公販の届出価格の三割ぐらゐ、二割ない三割というものは、その公販届出価格から市価が下がつていく。

基礎産業というものがこういう状態ですつといふくなら、もう企業は全部配当しておるところもあるのですが、それはもう特別償却や何かいろいろ無理しての配当ですよ。ほとんど配当もできぬわけがないし、これはやはりやめていけなくなる。基礎産業というものをそういう状態に置いて、産業政策というものは成り立たない。だからもう緊急処置であつて、そういう行政指導というものは長くやっちゃいけない、いまはあまりにもひど過ぎるですから、こういうことで、できれば不況カクテルをつくつたほうがいいのですけれども、メーカーが九十社くらいありますが、なかなか話がまとまらない。これをそのままおいておくと、これは、やはり経済の立て直しといつても、基礎産業の面から立て直ししなければならぬので、緊急避難といひますか、そういう性質のものであつて、これはそういう市価が生産費に

見合うようになってくれば、こういう処置はあまり長くやっちゃいけない。そういう限りにおいて行政指導、経済界全般に悪い影響を及ぼし、かえつて鉄鋼のような基礎産業がもう生産費をみんな割つて事業がやつていけないというふうな動揺を与えることが、大局的から見れば産業政策の上からいってても大きな経済発展を阻害するので、だから基本的な、経済を健全な形で拡大していきたいという産業政策の基本には触れていない、一時的な処置である、こういうふうに御承知を願ひたいのであります。

○近藤信一君 もう一つ、大臣の言われることはわからぬことではないのですが、そこで減産させるための勧告短縮というものは、特禁法の基本精神というものを私は踏みにじるものじゃないか、こう思つてはなほだましくないと思ふのですか。

○國務大臣(三木武夫君) 私も好ましくないと思つております。やはり不況カクテルでやるべきだ。ところがですね、なかなかその鉄鋼の大手筋、大手筋でもなかなか意見が合わないし、その上に平畑、電研なんかのメーカー八十社もあつてなかなか話ができません。そのできないのは業界が悪いのだといつてしまえばそれまでですが、しかし産業政策というものを推進していく立場からとれば、できないからといって、こういう鉄鋼業界をがたがたする状態に置いておくことは、産業全般によくないといふことで、好ましくはないけれども事情やむを得ないといふことで行政指導をやつたのですが、これを拡大していこうという考えはないのです。ほかの産業にもこれはもうやむを得ない場合、まあ公取などもこれはここにこれはでないと思ふのです。しかし、やはりもうそれ以外に方法がないといふことで、われわれはやむを得ざる処置としてしたので、こういう勧告短縮のような方法を拡大して産業行政をやつていこうという考えは持つていない、やむを得ない場合の処置である。

○近藤信一君 いま大臣が粗鋼の場合は特殊なものである、他の産業にはそういうことは考えていない、こう言つておられるけれども、日本の業界の現状というのを見ていくと、やはり通産省で考えておられることは、ここで一つ成功すれば、またその次というふうに拡大されていく危険というものは、いままででも十分あると思ふのです。そういう点を私もいろいろと心配するのだが、いま大臣が他に拡大させない、こう言つておられますので、私はそのことを信用するわけでもございませうけれども、そういう点では、私は通産省自体も十分考えていかなければならぬんじゃないかと、こう思つております。

○國務大臣(三木武夫君) いま言つたことは、絶対には今後やらぬことという約束はできぬが、しかし、もうできるだけそういうようなことをやらないで、不況カクテルをそういう場合にはやりたいのが方針であります。こういうふうに御了承おきを願ひたいと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑がなければ、大臣に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、昨日に引き続き質疑を行ないます。

○永岡光治君 質問をいたしますが、何しろ私も不勉強です、もともととらうとすから、んぶんかんぶんな質問をするかもしれないが、そのときにはひとつ懇切に御答弁をいただきたいと思ふのですが、なお、この法律はずつと継続審議になつておりますし、この前の通常国会でかなり質疑をしておるようでありませう。しかしながら、やはり国会が改まつたのでありますから、重複するところは、これはあつてしかるべきだと思ひますが、そういう観点も含めまして、二、三質問をいたしたいと思ひます。

たか、単位が。それを昭和二十八年と記憶しておりますが、一億か何かに改めて、今度昭和四十年になるわけですね、ことは。それで五億に改めて、その段階ですね、一億を五億にしたという合理性と申しますか、妥当性といえますか、そういうデータはどこから出したのか、その点をまずただしておきたいと思えます。

○政府委員(佐久間虎雄君) たいまお尋ねの一億を五億に直しました関係でございますが、この規定は、二十八年の独禁法の改正のときに初めて入った規定でございますが、その当時、会社の総数が約三十万ほどございましたが、そのうちでちよと資産が一億、これを資本金に直しますと、ほぼ十分の一の一千万円でございますが、一千万円以上の会社がわずか四千三百九十五、ほぼ四千四百ほどでございますが、この四千四百ほどの会社の数は、全体の比率を見ますと、一・四％ほどでございます。つまり、当時規定を設けましたときには、会社総数の一・四％ほどがこの規定の対象になっておった。その後、御承知のように会社の規模も増大、会社そのものも数がふえてまいりまして、三十八年の数字を見ますと、約倍になりまして六十六万二千という会社の総数に増加いたしました。この中で、ただいまのように資本金一千万以上の会社で三万三千二百という大きな数字に変わってまいっております。最初二十八年には、四千四百足らずでありましたものが、三万三千というふうになつてまいりまして、全体に占める比率も五％をこしたというふうな状態になっております。これは、したがって経済の規模からいいますと、中小の企業に属するものまでが報告を出すような状態になってきたわけでございまして、これを今度の案のように、総資産を五億、資本金に直しますと、五千万以上の資本金に報告の対象を改めますと、約三万三千が八千ほどに減るわけでありまして、この八千ほどの数字は、会社の全体の数字から申しますと、一・二％ほどになりまして、ちよと規定ができました二十八年当時に、対象を一・四％といはしましたの

と、大体同じような比率になりますので、資本金五千万以上、総資産五億以上が適当でなからうか、かようなことが改正の大きな理由の一つでございます。

いま一つは、これも御承知のことと思えますが、中小企業基本法におきまして、中小企業の概念を、大企業基本法以下に改めまして、その概念ともこれは一致するわけでございます。かたがた先般の臨時行政調査会のほうの報告がございまして、この規定の届け出は、もう少し基準を高めたほうがいいんじゃないかと、もう少し指図もありません、それらを勘案いたしまして、今般改正の案を練つたような次第でございます。

○永岡光治君 そういたしますと、いまの御説明でございますが、五千万が大企業の中小企業の、何といいますが、基準になる、だからそういう一つのめどを求めたのだというお話です。中小企業ならば独禁法の適用を受けないのですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 中小企業、大企業を問わず、独禁法の適用を受けるのでございますが、この規定は、御案内のように、他の会社の株式を保有しておる場合と、それから重役を派遣する場合に限られております。他の会社の株式を所有して他の会社を支配する、そして競争を自主的に制限するというような場合には、おおむね大企業の場合が多いわけでございまして、中小企業ももちろんまれにはございまして、中小企業も、そういう意味で大企業を主として対象にしたわけでありまして、しかし、実際問題として、中小企業、中小企業の部類に属します分野で法律に違反するようないことが起こりますれば、これは当然法律の対象として手続を進めるわけでございまして、多くの場合、大企業が対象になりますので、毎期毎期届け出をお願いする先には、できるだけ御迷惑のかわらないように、この点で境界を設けたらいかかと思つて規定を改めたようなわけでございまして、

○永岡光治君 これは何ですか、一億と改正しまして、前は資産が少なかった、その後多くなつた、一億をこえた場合には、そのつど届け出るといふことになるわけですか。それとも、一億未満で前には五百万か何かで届け出た。二十八年に一億になつたわけですが、そうすると、一億をこえてきた場合に、そのつど届け出るといふ制度になるわけですか。

○政府委員(竹中喜満太君) 総資産が一億以下のものが一億になりましたときには、その一億になりました最初の決算期に届け出るといふことになっております。

○永岡光治君 それは決算期ごとに、こえたものを届け出るといふのは何件ぐらいあるのですか、一年間に。

○政府委員(竹中喜満太君) 届け出が出ている件数を、昭和三十五年から申し上げます。株式の所有報告につきましては、三十五年が二千九百九十九件、三十六年が三千二百一十一件、三十七年が三千二百五十一件、三十八年が三千八百六十六件、三十九年が三千九百二十一件となっております。

○永岡光治君 これが五億に改正されますと、どういう見通しをお持ちでございますか、届け出件数。

○政府委員(竹中喜満太君) 三十九年が三千九百二十一件でございますが、これを五億に引き上げますと、そのうち、三百九十件が落ちるといふような計算になっております。

○永岡光治君 三百九十件が落ちるわけですか。

○政府委員(竹中喜満太君) そういふことです。現在、その一億以上という……。

○永岡光治君 そうすると、三千九百二十一件といふものが、今度五億以上になると、三千五、六百件がまだ届け出の対象になると、そういうことですか。

○政府委員(竹中喜満太君) そのとおりでございます。

○永岡光治君 そうすると、手数の繁雑というものはたいした問題はないですね。

○政府委員(竹中喜満太君) 手数の繁雑というものは、これは従来出しておりましたところは、もう様式がきまつておりました、毎年出しておりますので、さして繁雑ということはないと思えます。ただ、先ほど佐久間委員からお答えいたしましたような理由がございまして、やはり引き上げたほうがいいんじゃないかと、会社の規模も拡大しておるといふことで、新たに中小企業が資本金がふえた、総資産がふえたというので出してくるものを、その義務を免除してやろうということにねらいがあるんじゃないかと思えます。

○永岡光治君 そういたしますと、公取のほうの事務の繁雑という問題については、たいした問題はないですね。これを五億にしたからというわけは、人員が浮くということでもないし、繁雑がそう免れるということでもないというので、対象の届け出されるほうの側を見ても、会社のほうにたいした苦痛もないわけですね。三百九十件ぐらゐまでがめんどうなことから浮かばれるといへば浮かばれるわけですが、そうすると、なぜだろつかというふうには実は疑問があるわけですよ。

○政府委員(佐久間虎雄君) 御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたように、対象になる数が三万三千あるわけでございまして、現在、そのうちで実際に届け出ている数字が三千九百、四千足らずになつておるわけでございまして、もちろん、この三万三千が全部株式を持つておるわけではございませんので、株式を持つたもののみが法規的に来ておるわけでございまして、三万三千のうち、どの程度が実際に株を持つておるかといふことは、実ははっきりしないのでございまして、おそれなく、私どものほうに届け出てきておる四千以上は相当数のものがこえておるんじゃないかと、うかといふ懸念があるわけでございまして、これはできますなら、全国の商工会議所にお願いたしますと、か、あらゆる手を尽くしまして、そういう報告を要する数字については、督促すべきものでござい

いますけれども、ただいまのところ、そういうところまで実はやらなくちゃならぬと考へながらまだ手が届いていないというのが実情でございます。ことに、この報告を基礎にいたしまして、法律の運用上、いろいろな統計をつくりまして、また、いろいろな視察調査を進める基礎になるものでございまして、人手は幾らでも要するという状態になっておりまして、手数が大差ないということではございませんでございます。

○永岡光治君 手数の問題はあとであれしすけれども、緊急こうしなければならぬ、困っているんだ、非常に困るんだという、何か事情があるのですか、それを聞きたいのです。

○政府委員(竹中喜滿太君) 緊急どうしてもこうしなければならぬという、それほど強い理由があるわけではないのです。先ほど佐久間委員が言われましたように、届け出会社数が、二十八年に比べますと非常にふえているというふうなことで、これは私のほうが督促もあまりないというところで、実際やっていないものが相当あると思うのです。これについては、別途方法も考へておりますけれども、それともう一つは、先ほど佐久間委員からお話がありましたように、中小企業基本法で中小企業と、それから大企業とのふり分けを資本金五千万円で切った。一年前—二年前で、それと平仄を合わせようということが一つあります。

それから昨年の臨時行政調査会の答申で公取についてはこの点だけですが、一億円の届け出を五億円に上げたかどうかという答申がありましたので、それらの線に沿いまして考へたわけでござい

○永岡光治君 それじゃ公取の立場から、公取の精神を生かすために、その指導なり監督というものを遂行するために、一億というものを五億に引き上げなければいけないんだ、目的を達するために緊要に迫られているという、そういうものでなくて、私が聞いても、何か抽象的に五千万というのがきまつたから、それに合わせたほうが

いいだろうという、単なるそういうものですか。それとも、もうちょっと何か、改正する以上は緊急迫られてこうしなければ当面やっていけないんだ、この目的を達するために非常に合理的にんだ、そういうものでもないのですか。どうなので

○政府委員(佐久間虎雄君) 緊急性という点につきましては、必ずしも、お話のような点であるかと思つておりますが、私どもの事務も多方面にわたつておりまして、できるだけ仕事を効率的にいたす必要もございまして、ここで多少でもこれは人手をほかのほうに回す必要もござい

○永岡光治君 大体御答弁でわかりましたが、そういう、とにかくこうやらなければいかぬとか、累急に迫られて改正をやつていくということではないようです。何か行政調査会のほうでそういう答申が出たから、この際でされば改正したほうがいいんじゃないかという軽い意味ですね。言うならばそういうことですね。

○政府委員(佐久間虎雄君) そういう意味でござい

○政府委員(竹中喜滿太君) 補足的に申し上げますけれども、四章の規定というものは、独占禁止法の予防規定でありますので、予防規定はなるべく最小限度にとどめたほうがいいんじゃないかという考へもございまして。こういうふうな改めるのとあわせて、先ほど佐久間委員が申されておりましたけれども、これは五億円に上げますと、

国税庁の法人統計では、会社数のが八千余あるわけでございます。ところが、今度減りまして三千幾らで、その間五千ばかり差がございまして、これが法人統計のほうは、實際動いていない会社も計算に入つておられますので、しかも、株を持つていない会社も含まれていて、こういうことがござい

○永岡光治君 そういたしますと、いま答弁のありました、若干でも人を浮かしてということ、あまり期待できないわけですね。あなたのおっしゃる通りに、これからリストアップをやつて、できるだけ監督の目を光らしていこうということになる、人員のほうであまり助かるということはないのですか。

○政府委員(竹中喜滿太君) そういうことを考へましたのは、結局いま佐久間委員が申したように、多少そういう点で浮く面もあるもので、やりやすくするであらうからやろうという面もあるわけでございます。

○永岡光治君 これはもう話を聞いてみるとたいした法案ではないですね。それで私はまた、えらい複雑なものですから、人手も浮かして、あとで増員をするという話があるから、それを少しでもカバーするということになつてゐるのかと思つたのですけれども、話を聞いてみると、あまりこれは、聞けば聞くほどそう痛くもかゆくもない法律

○永岡光治君 これはもう話を聞いてみるとたいした法案ではないですね。それで私はまた、えらい複雑なものですから、人手も浮かして、あとで増員をするという話があるから、それを少しでもカバーするということになつてゐるのかと思つたのですけれども、話を聞いてみると、あまりこれは、聞けば聞くほどそう痛くもかゆくもない法律

いのですか。何か重要な問題が隠れているのじゃないですか。 ○政府委員(竹中喜滿太君) どうも私も理由がよくわかつておりませんのですけれども、前国会の終わりに、六月一日でございまして、私も当然可決成立させていただけかと思つて、おりました。最後の段階で、質疑は終わりましたが、採決をいただきませんでした、継続審議の手續もとれずに廃案になつてしまつたというふうなことでござい

○永岡光治君 大体精神はわかりましたが、何ですか定員の増員のほうはどういうふうな振り向けるわけですか。ここで十一人ですか、仙台の事務所を設けたのでふえるも、それから何か新しい事務を考へて、あるいは今後いまま事務繁雑で困つてゐるから、おそらく増員するといふ気持ちじゃないかと思つたのです。新規事業ではないかと思つてゐるのですか。新規は仙台の地方事務所が置かれるから大体わかると思つてゐる、その割り振りは、大まかに分けて、仙台のほうは何名、その他にはどういふことになつておりますか。

○政府委員(竹中喜滿太君) 仙台の地方事務所を新設いたしました、仙台の地方事務所は六名、それから既存の地方事務所が札幌と名古屋と大阪と福岡にございまして、これに二名ずつ八名、合わせて十四名というところでございまして、十四名のうちの三名は、昨年の九月四日の欠員の凍結分でございます。その三名を生かしていただくことになりまして、ですから、十一名定員上はふえますと、実質は十四名ということになります。地方事務所は二名ずつの増員は、最近下請代金支払遅延等防止法の改正とか、不当景品類及び不当表示防止法等が、その運用の面がだいぶ繁雑になつておりますので、また、地方的に違反事件などもふえておりますので、それらの処理のために増員するといふたてまえをとつております。

○永岡光治君 これは、直接この法律の審議と関

係ありませんが、これと関連して出る問題ですけれども、この規定があるので監督されるわけですが、従来その実施をしてきて、過去の法律に觸れて調査をしてどういふ結果になったか、そういう事件がありましたら、二、三、時間がかかれば一つの例でもいいのですが、第一、事件としてはたくさんあるのか、あるとすればどういふものが一番多いのですか。

○政府委員(竹中喜満太君) 私どもの法律に違反いたしますと、私どもの審査部で審査手続に入るわけですが、年間審査します事件が百五十件くらいございます。それで、そのうち、私のほうで調べますと、大体、協定事件などは、小さいものはやめてしまうものがありますので、やめてしまうものについては、特別の措置はとりませんけれども、そうでないものにつきましては、正式の審判開始決定なり、あるいは勧告なりをしまして、排除措置をとるわけでございます。それが年間で十六、七件になっておると思えます。それで、違反事件で一番多いのは、どういたしましたも、物価対策の関係もございませうけれども、協定の問題が一番多いわけでございます。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。

○委員長(豊田雅孝君) 委員の変更がございまして、大矢正君が辞任され、その補欠として田中寿美君が選任されました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) それでは速記再開。これにて休憩いたし、四時三十分から再開いたします。本案の討論、採決を行ないます。午後零時四十分休憩。

午後六時十六分開会

○委員長(豊田雅孝君) これより商工委員会を再開いたします。

休憩前の委員会において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の質疑は終局いたしておりますので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

○委員(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後六時十八分散会

昭和四十年八月二十三日印刷

昭和四十年八月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局